

◎新潟県告示第383号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の8の規定により、指定病院を次のとおり指定した。

令和2年4月3日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指定期間
村上ほまなす病院	村上市瀬波中町12-18	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
黒川病院	胎内市下館字大開1522	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
有田病院	新発田市金谷197	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
田宮病院	長岡市深沢町2300	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
三島病院	長岡市藤川1713-8	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
柏崎厚生病院	柏崎市茨目字二ツ池2071-1	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
五日町病院	南魚沼市五日町2375	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
高田西城病院	上越市西城町2-8-30	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
三交病院	上越市大字塩屋337-1	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
真野みずほ病院	佐渡市真野73	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで